

平成24年3月30日

郵政民営化法改正案の国会提出について

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕

本日、民主、自民、公明の3党により、郵政民営化法改正案が衆議院へ共同提出されました。私ども信用組合業界では、これまで郵政改革について、「実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹すべきである」と繰り返し主張してまいりました。

しかしながら、今般の改正案では、金融2社株式の完全売却のスケジュールが明らかにされず、また、新規業務規制について「金融2社株式の1/2以上処分後は届出制」に移行するとされております。

改正案では、「他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮」等が新たに盛り込まれていますが、具体的な配慮義務は明らかにされておらず、政府の関与が残されたままでの届出制への移行は、民間との公正な競争条件が確保されないまま、業務範囲の拡大による民業圧迫が強く懸念されます。

とりわけ貸出業務への進出は、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までも浸食し、地域金融等に混乱を招く恐れがあります。

したがって、新規業務規制については、少なくとも政府出資が残る期間は、中立・公正な第三者機関による適正かつ厳格な審査を必要とする認可制を維持する必要があります。

さらに、預入限度額に関しては、これまでの3党協議において「当面は引上げない」とされていますが、暗黙の政府保証が付された官業郵政の肥大化による民間の市場秩序の攪乱を防止するため、政府出資が残る期間は、その限度額を引き上げないことを明確にすべきであると考えます。

今後の法案審議にあたっては、こうした点について十分留意したうえで、政府出資が残る間、公正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、慎重な審議が尽くされることを改めて強く要望するものであります。

以上